



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1か月2,200円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 規則

- *80 和歌山県マリーナ条例施行規則の一部を改正する規則
(振興課)
- *81 和歌山県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則
(漁港課)

規 則

和歌山県規則第80号

和歌山県マリーナ条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年7月19日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県マリーナ条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県マリーナ条例施行規則(平成7年和歌山県規則第12号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第13条」を「第22条」に改める。

第4条を次のように改める。

(船舶保管施設専用利用の許可の期間)

第4条 条例別表第2に掲げる施設のうち船舶保管施設を専用利用する場合の許可の期間は、1年以内とする。

第5条から第7条までを削る。

第8条の見出し中「使用許可等」を「利用許可」に改め、同条中「知事又は管理者」を「指定管理者(マリーナの管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事。以下この条及び第9条から第11条までにおいて同じ。)」に、「各号の一」を「各号のいずれか」に、「条例第7条第1項の規定による許可又は前条第1項の規定による承認」を「有料施設の利用の許可」に改め、同条第3号中「管理者」を「指定管理者」に改め、同条を第5条とする。

第9条中「第8条第1項」を「第6条第1項」に、「別記第5号様式」を「別記第3号様式」に改め、同条を第6条とする。

第10条第1項中「有料施設の使用料」を「条例第7条第1項及び第20条第6項に規定する使用料」に、「使用の許可又は承認」を「使用の許可」に、「管理者」を「知事」に、「使用料を」を「使用料については」に改め、同条第2項中「第8条第1項」を「第6条第1項」に、「別記第6号様式」を「別記第4号様式」に改め、同条を第7条とする。

第11条中「有料施設の使用の許可若しくは承認又は条例第4条第1項若しくは条例第8条第1項」を「条例第4条第1項、第6条第1項又は第18条第1項」に改め、同条を第8条とする。

第12条中「管理者」を「指定管理者」に改め、同条を第9条とする。

第13条第1項中「使用の許可又は承認」を「利用の許可」に改め、同条第2項中「管理者」を「指定管理者」に改め、同条を第10条とする。

第14条第1項中「専用使用」を「専用利用」に、「管理者」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「管理者」を「指定管理者」に改め、同条を第11条とする。

第16条中「知事の承認を受けて管理者が」を「知事又は知事の承認を受けて指定管理者が別に」に改め、同条を第17条とする。

第15条中「管理者」を「指定管理者」に改め、同条を第16条とし、第11条の次に次の4条を加える。

(原状回復)

第12条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に復さなければならぬ。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

(指定管理者の指定)

第13条 指定管理者は、別表左欄に掲げる施設の区分ごとに指定するものとする。

(指定の申請)

第14条 条例第13条の申請書の様式は、ディンギーマリーナ指定管理者指定申請書(別記第5号様式)又はクルーザーマリーナ指定管理者指定申請書(別記第6号様式)によるものとする。

2 条例第13条の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 申請する施設の区分に係る運営管理に関する収支予算書
- (2) 定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- (3) 財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書又はこれらに準ずる書類
- (4) 団体の事業計画書及び収支予算書
- (5) 役員の名簿及び履歴を記載した書類
- (6) 団体の概要を記載した書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類(事業報告書の作成及び提出)

第15条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次の事項

を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定を取り消されたときは、当該取り消された日から起算して30日以内に当該取り消された日の前日までの事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理を行った施設の区分（以下この条において「施設」という。）に係る管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 利用料金の収入の実績
- (3) 施設の管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による施設の管理の実態を把握するために必要なものとして別に定める事項

附則の次に別表として次の表を加える。

別表

施設の区分	区域の詳細
ディンギーマリーナ	マリーナ区域のうち、毛見護岸(3)の法線とこれを南北に延長した線より東側の区域とする。
クルーザーマリーナ	マリーナ区域のうち、ディンギーマリーナ以外の区域とする。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「殿」を「様」に改める。

別記第3号様式、別記第3号様式の2及び別記第4号様式を削る。

別記第5号様式中「(第9条関係)」を「(第6条関係)」に、「殿」を「様」に、「第8条第1項」を「第6条第1項」に改め、同様式を別記第3号様式とする。

別記第6号様式中「(第10条関係)」を「(第7条関係)」に、「殿」を「様」に、「第8条第1項」を「第6条第1項」に、「第10条第2項」を「第7条第2項」に改め、同様式を別記第4号様式とし、同様式の次に次の2様式を加える。

別記第 5 号様式 (第14条関係)

ディンギーマリーナ指定管理者指定申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

(申請者)

主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

和歌山県マリーナ条例第13条の規定により、ディンギーマリーナの指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

別記第 6 号様式 (第14条関係)

クルーザーマリーナ指定管理者指定申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

(申請者)

主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

和歌山県マリーナ条例第13条の規定により、クルーザーマリーナの指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 和歌山県マリーナ条例の一部を改正する条例（平成17年条例第83号）附則第2項の規定により行う指定管理者の指定の申請に必要な書類については、この規則による改正後の第14条の規定の例による。

和歌山県規則第81号

和歌山県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年7月19日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則
和歌山県漁港管理条例施行規則（昭和42年和歌山県規則第38号）の一部を次のように改正する。

第5条中「知事」の次に「（条例第11条第1項の規定により指定管理者の許可を受けようとする場合にあっては、指定管理者）」を加える。

第6条中「規定による」の次に「知事（指定管理者が管理を行う県管理漁港施設（以下「指定漁港施設」という。）にあっては、指定管理者）への」を加える。

第7条中「知事」の次に「（条例第9条の規定により指定管理者に届出をした場合又は条例第11条第1項の規定により指定管理者の許可を受けた場合にあっては、指定管理者）」を加える。

第9条に次の1項を加える。

2 条例第23条第5項の規定による利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、利用料金の減額又は免除承認申請書（別記第7号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

第10条中「別記第7号様式」を、「別記第8号様式」に改める。

第11条を次のように改める。

（指定管理者の指定の申請）

第11条 条例第20条の申請書の様式は、指定管理者指定申請書（別記第9号様式）によるものとする。

2 条例第20条の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定漁港施設の管理に関する収支予算書
- (2) 定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- (3) 財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書又はこれらに準ずる書類
- (4) 団体の事業計画書及び収支予算書
- (5) 役員の名簿及び履歴を記載した書類
- (6) 団体の概要を記載した書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

第11条の次に次の3条を加える。

（指定管理者の事業報告書の作成及び提出）

第12条 指定管理者は毎年度終了後40日以内に、次の事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定を取り消されたときは、当該取り消された日から起算して40日以内に当該取り消された日の前日までの事業報告書を提出しなければならない。

(1) 指定漁港施設の管理業務の実施状況及び利用状況

(2) 利用料金の収入の実績

(3) 指定漁港施設の管理に係る経費の収支状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による指定漁港施設の管理の実態を把握するために必要なものとして別に定める事項

（指定管理者の原状回復）

第13条 指定管理者は、その指定期間が満了したとき又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に復さなければならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

（委任）

第14条 この規則に定めるもののほか、県が管理する漁港の管理に関し必要な事項は、知事又は知事の承認を受けて指定管理者が別に定める。

別記第3号様式の2及び別記第4号様式から別記第5号様式までの様式中「和歌山県知事」を削る。

別記第7号様式を別記第8号様式とし、別記第6号様式の次に次の1様式を加える。

別記第7号様式 (第9条関係)

利用料金 減額 承認申請書 免除	
指定管理者	年 月 日
様	申請者 住所 氏 名
印	
下記のとおり利用料金の減額免除の承認を受けたいので申請します。	
記	
使用許可年月日及び番号	
船 名	
船舶番号、船舶検査済票番号又は漁船登録番号	
使用施設の名称	
使用施設の場所	
利 用 料 金	
減額又は免除を受ける理由	

別記第8号様式の次に次の1様式を加える。

別記第9号様式(第11条関係)

和歌浦漁港指定管理者指定申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

(申請者)

主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

和歌山県漁港管理条例第20条の規定により、和歌浦漁港の県管理漁港施設の指定管理者の指定を受けたいので申請します。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 和歌山県漁港管理条例の一部を改正する条例（平成17年和歌山県条例第85号）附則第2項の規定により行う指定管理者の指定の申請に必要な書類は、この規則による改正後の第11条の規定の例による。